
グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方

2024年12月17日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

ICMA Green Enabling Projects Guidanceの概要

- ICMAは2024年6月、「Green Enabling Projects Guidance」（以下「GEPガイドンス」という。）を公表。グリーンプロジェクトのバリューチェーンで重要な役割を果たすがそれ自体では明確にグリーンとは位置付けられない、グリーンイネープリングプロジェクト（以下「GEP」という。）に求められる評価項目等を示している。
- 削減貢献量の概念の重要性を背景に、バリューチェーン全体における環境インパクトを捉え、インパクトの発現を触媒するイネーブラーの役割をグリーン概念の中に位置づける試みと考えられる。
- GEPガイドンスでは投資と活動の両方を対象とし、環境面での明確な便益をもたらす「Enabled Green Project」（以下「グリーンプロジェクト」）と、必ずしもそれ自体が直接環境にポジティブなインパクトを発現するわけではないがバリューチェーンに必要な「Green Enabling Project」を区別することで、概念を整理している。

「Green Enabling Projects」に関する評価項目

グリーンイネープリングプロジェクトとして必要な属性	1. 適格GEPの具体的な基準 (criteria)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクトのバリューチェーンにとって必要：それ自身が直接環境効果を生むものではないが、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトのバリューチェーンの発展や実行に必要な (necessary) な要素である。 ・ カーボンロックインしない：他の技術的に実施可能で商業化が予測できるソリューションと比較し、地域性に照らした多排出活動のロックインにつながるべきではない。 ・ 明確で定量可能な帰属する環境改善効果：実績値や推計に基づき、ライフサイクル分析により定量化できる、帰属する環境改善効果を示さなければならない (must)。 ・ 環境・社会への負の影響の緩和：適切に環境・社会への影響やリスクを管理し、透明性をもって説明すべきである。
	2. 最終用途の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPは、グリーンプロジェクトに限らない複数の最終用途を持つことが想定される。グリーンプロジェクトの最終用途に対するトレーサビリティの程度に関わらず、環境改善効果を示すべきである。 ・ 関連する場合、発行体はGEPを全額グリーンボンドに算入するか、最終用途に応じて比例配分方式を用いるか決定することができる。いずれの場合も、選択したアプローチを投資家に明確に説明しなければならない (must)。 ・ 最終用途が既知で大部分が追跡可能である場合はグリーンプロジェクトへの配分割合を、未知の場合は想定などを示す必要がある。
追加ガイドンス	① グリーンボンド原則との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPを含むグリーンプロジェクトの発行体は、グリーンボンド原則(特にSection 2)に適合しなければならない (shall)。
	② 主なセクターの例示	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPが必要となるバリューチェーンを持つ主な産業を例示（鉱業・金属、建築・建設、化学物質・特殊化学品、ICT・通信ネットワーク、工業用部品・コンポーネントの製造）。
	③ インパクトレポーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダブルカウントのリスクを注意深く考慮する必要がある（ICMAのGuideline Handbookを参照できる）。

GEPヒアリングの概要

- GEPについて参考となる実務的知見を把握するため、2024年6月にICMAが公表したGEPガイダンスで示された考え方の項目（評価項目）に照らして具体的な資金調達事例について、実務者にヒアリングを行った。

■ ヒアリングの概要

- ✓ 日程 : 2024年11月5日（火）16:00～18:00
- ✓ 参加者 : グリーンリストに関するWGの一部メンバー
- ✓ 場所 : オンライン

■ ヒアリングの目的

- ✓ グリーンプロジェクトに寄与する事業の対象範囲や透明性を確保するための方策を検討するにあたって参考となる実務的知見を把握すること
- ✓ 具体的な資金調達事例を例示として、GEPガイダンスで示された評価項目についての課題や更なる考察が必要になりうるポイントを把握をすること

■ ヒアリングの内容

- ✓ GEPに該当しうる例示の資金使途事例の説明
 - 「水素焼きガスタービンの製造」と「車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備」を例示としてヒアリングを実施
- ✓ 上記具体例について、GEPガイダンスで提示された評価項目に照らした際の分析・評価
- ✓ GEPガイダンスで提示された評価項目について、特定の資金使途に寄らず横断的に検討すべき課題
- ✓ グリーンボンド等ガイドラインへにおける取扱いの方向性 など

GEPヒアリングを行った資金使途事例の概要

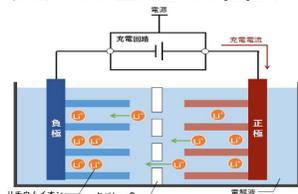
GEP (部素材)

車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備

車載二次電池用正極材生産

- 電気自動車 (EV) 需要の増加に伴い、電源として用いられるリチウムイオン二次電池及びリチウムイオン二次電池に用いられる正極材の需要が増加
- 発行体は「車載二次電池用正極材の増産に向けた設備増強及び新工場建設」に資金を利用する。

リチウムイオン二次電池の仕組み (充電)



リサイクル設備

- リチウムイオン二次電池原料となる銅、リチウム、コバルト、ニッケル等の鉱物は主に鉱山で採取されているが、需要増加によって、価格高騰や供給障害が懸念。
- 廃リチウムイオン二次電池には有害物質が含まれており、安全な処理体制が必要。
- 鉱山から採掘した鉱石を原料として用いる場合、エネルギー消費量の大きい溶錬工程を必要とするため、環境負荷やGHG 排出量も大きくなる。
- かかる状況を踏まえ、発行体は「リチウムイオン二次電池リサイクルに向けた設備投資」に資金を利用する。

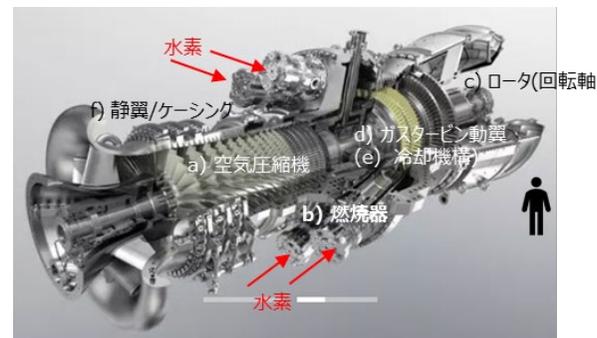
電気自動車 (EV)

EVは大分類「6.クリーンな運輸」に該当

グリーンプロジェクト (最終製品)

水素焚きガスタービン (100%水素発電用)

- 水素を燃焼させ発生したガスを用いてガスタービンを回転させることで、発電を行う。
- 発行体は「水素焚きガスタービン (水素発電の場合、100%水素発電にむけた事業・プロジェクトであること)」に資金を利用する。



水素発電

水素発電は大分類「1.再生可能エネルギー」に該当



ICMAにおけるGEPの今後の作業方針

- 2024-2025年におけるICMA GEPタスクフォースの目標として、以下が挙げられている。
- ICMAにおいて今後もGEPに関連する議論・作業は継続される予定。

■ セクター別市場ガイダンス/ツールキットを提供する

- ✓ GEPガイダンスの適用について、同ガイダンスの中核及び推奨基準を強調し、**具体的なセクター別の事例や反例を提供するためのチェックリストを作成**する。
- ✓ 複数の主要セクターについて、**利用可能なリソースや文献の登録リスト**を作成する。
- ✓ GEPガイダンスでまだカバーされていない**追加的なセクターをその関連性に応じて明らかにする**。同ガイダンスで例示されているセクターは、鉱業・金属、建築・建設、化学物質・特殊化学品、ICT・通信ネットワーク、工業用部品・コンポーネントの製造である。

■ 既存のガイダンスを維持・周知し、必要に応じて追加のガイダンスやQ&Aを提供する

- ✓ 近年組成された債券の取引及び／又は具体的なフィードバックに基づき、**Q&A又はガイダンスの更新**を通じて対処可能な明確化又は改善の可能性を明らかにする。
- ✓ グリーン・イネーブラーという概念を市場に浸透させるため、メディアで伝えマーケティング活動に取り組む。

■ 当該ガイダンスをグリーンボンド原則へ組み込む可能性を探る

■ 他のワーキンググループ及び／又は他の市場関係者のイニシアティブと連携する

- ✓ サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）ワーキンググループと連携し、これらの活動のフルインパクト（誘発及び削減貢献）を具体的に扱うために、**SLB KPIレジストリを拡張する機会を探る**。
- ✓ インパクト・レポーティング・ワーキンググループと連携し、削減貢献量の算定に係るさらなるガイダンスを目指し、適用される方法論に関して市場イニシアティブ及び進展を注視する。
- ✓ 債券とローン間の問題の一貫性と明確性を確保すべく、ローン・マーケット・アソシエーション/ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション/アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（**LMA/LSTA/AP-LMA**）との**連携**を探る。

GEP (Green Enabling Projects) ガイダンス

評価項目ごとの検討と課題

1. 適格GEPの具体的な基準(criteria) グリーンプロジェクトのバリューチェーンにとって必要(Necessary)

ヒアリングにおいて確認した事項	
【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】 <ul style="list-style-type: none"> 適格性：最終製品である電気自動車に使用されるリチウムイオン二次電池の部素材の供給が途絶すると最終製品を作ることができない。 適格性：持続可能な社会を目指す上でいずれ枯渇する天然資源を使い続けることは不可能であり、リサイクル原料に取り組みない限り、将来電気自動車の生産に影響を及ぼす。 	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】 <ul style="list-style-type: none"> 適格性：最終製品である水素発電所に使用される水素焼きガスタービンであり、水素発電に必要である。 課題：水素ガスタービンを水素発電の一部として機能させるためには、配管設備等が必要だが、配管設備等は標準的なガス火力発電にも使用されるため、グリーン性の確からしさが低い。

ヒアリングにおける意見・論点
<p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> • Necessaryについて、保守的に捉えると良いのではないか。 • 一方、今後ICMAでのさらなる議論の進展が見込まれることから、現段階ではNecessaryの範囲を詳細に定義するのは時期尚早ではないか。 <p>頂いたご意見の詳細：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Necessaryについて保守的に捉える考え方でよい。例えば、水素専焼発電設備の水素ガスタービンは必要であるが、配管設備などは発電には必要であるがグリーン性に不可欠ではないため該当しない。 ✓ 部素材の製造プロセスとして、途中段階まではGEP以外用途と共通であるが、最終段階でGEP向けにテーラーメイドで加工する場合、最終段階に加えて途中段階も必要不可欠に含めてよいのではないか。 ✓ Necessaryの定義に関する議論は今後さらに発展することが見込まれているため、現時点でICMA GEPガイダンス以上の定義をする必要ない。

1. 適格GEPの具体的な基準(criteria) カーボンロックインしない

ヒアリングにおいて確認した事項

【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焚きガスタービン（100%水素発電用）】
<ul style="list-style-type: none"> 適格性：走行時に化石燃料を使用しない電気自動車用二次電池の部素材であり、ロックインするものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格性：水素専焼が前提であり、カーボンロックインのリスクは極めて低い。 課題：将来的にグリーン水素の供給が難しくなった場合、それ以外の水素が燃料になる可能性はある。一方、この点はGEP発行体ではなく、そのタービンを利用する発電事業者側の課題である。

ヒアリングにおける意見・論点

ポイント：

- GEPの発行体に、最終製品のカーボンロックインに対するすべての責任を負わせることは難しいのではないかと。
- GEPの発行体が、最終製品における部素材の使われ方の前提を示しカーボンロックインに寄与しないという合理的説明と、国等のロードマップ等に沿ってカーボンロックインに該当しないことを示していれば、発行体にそれ以上責任を負わせるべきではないのではないかと。
- ICMA GEPガイダンスにおいて、カーボンロックインの定義は地域の状況により異なり、国・地域・セクター毎の移行計画、NDCやガイドラインなどに照らして検討すべきと記載されているため、GEPの文脈でも国等による計画等の役割が重要。

頂いたご意見の詳細：

- ✓ ICMA GEPガイダンスでは、カーボンロックインの定義は地域の状況により異なり、NDC、タクソノミー及びセクター毎の脱炭素アプローチなどを照らすべきとある。
- ✓ 発行体が国のカーボンニュートラルなどのロードマップに沿ってカーボンロックインに該当しないことを説明していれば、不測の事態の責任まで負わせるべきではない。

1. 適格GEPの具体的な基準(criteria) 明確で定量化可能な、帰属する環境改善効果

ヒアリングにおいて確認した事項	
【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】
<ul style="list-style-type: none"> 適合性：正極材では、最終製品である電気自動車のGHG（温室効果ガス）削減貢献量の推計値と、リサイクルプラントにおける原料処理量実績値を使用可能。 課題：部素材特有の問題として、最終製品への環境改善効果の寄与率の算出が難しい。 課題：部素材と最終製品の環境改善効果は技術的に分離不可能であり、発行体に対して二重計上の回避を求めることは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 適合性：水素焼きガスタービンは天然ガス用タービンと比較し、使用時（水素焼きガスタービン単体発電及び水素焼きガスタービンコンバインドサイクル）において定量化可能（0g-CO2/kWh）な環境改善効果を生じる。 適合性：水素焼きガスタービンを利用する発電事業者に帰属する環境改善効果となることは明確である。

ヒアリングにおける意見・論点 ※頂いた意見の詳細は次ページ

ポイント：

- GEPに該当する部素材の環境改善効果が二重計上されるケースとして以下が想定される。
 - ✓ 部素材から製造される最終製品が複数あり、最終製品の生産量が守秘義務契約のため最終製品製造者から明らかにされない場合等で、各々の最終製品生産量の按分が困難な場合
 - ✓ 最終製品が複数の部素材から構成され、各々の部素材の寄与率を計算できない場合
 - ✓ 部素材の発行体が削減貢献量（いわゆる「Scope 4」）を計上し、かつ最終製品のエンドユーザーが削減量（Scope 2）を計上する場合
- バリューチェーンの中で二重計上を技術的に排除できない。資金調達の透明性の観点から、バリューチェーンの中での位置づけとそのインパクトを説明し理解を得ていくべきではないか。また、こうした二重計上がありうることを市場関係者は認識し現実的に考えるべきではないか。
- 環境改善効果について、実績値か推計値か明確に示すべきではないか。また、推計値の場合は算定方法を開示すべきではないか

1. 適格GEPの具体的な基準(criteria) 明確で定量化可能な、帰属する環境改善効果

ヒアリングにおける意見・論点

頂いたご意見の詳細：

(明確で定量化可能な環境改善効果について)

- ✓ GEPに該当する部素材から製造される最終製品が複数ある場合、部素材の環境改善効果の算出にあたり各々の最終製品生産量の按分が困難であり、GEPの環境改善効果について、最終製品としての便益で開示せざる得ない場合がある。守秘義務契約のため、最終製品製造者の受注生産量が明らかにならない場合がある。また、部素材の最終製品への貢献度合いを示すことが技術的に難しい場合がある。
- ✓ 資金調達時に判明している最終製品の生産量計画は数年程度。資金調達時に入手可能な情報だけで部素材の最終製品への貢献の程度を確定させることは難しい。実績値と推計値には乖離がある一方で、発行体の負担を考えれば推計値でよしとするケースも多い。開示において、実績値なのか、推計値なのか、明確に示すことが重要。また、推計値の算定方法の開示があるとよい。こういった推計値の場合の開示項目（例えば、係数となる項目と計算式の開示等）を市場で一貫性をもって行うことは、投資家や市場関係者にとって参考になる。
- ✓ 生産計画について数年程度の情報が得られるのであれば、OPEX（運用費）は一定の確度を持って推計できるが、CAPEX（資本的支出）推計に際し耐用年数についてテクニカルな議論がありうる。

(環境改善効果の二重計上について)

- ✓ GEPに該当する部素材の環境改善効果が二重計上されるケースとして、①ある最終製品が複数の部素材から構成され、部素材だけの寄与率を計算できないため、最終製品の環境改善効果を各々の部素材で計上する場合と②GEPの部素材の発行体が削減貢献量（Scope 4）を計上し、当該の部素材を用いて製造された最終製品のエンドユーザーの削減量（Scope 2）も計上される場合である。
- ✓ ICMA ガイダンスハンドブックのQ&Aでは、同一プロジェクトを参照する二重計上は認められていないが、グリーンプロジェクトとGEPの二重計上については記載がない。こうした二重計上がありうることを市場関係者は認識し、現実的に考えるべきである。
- ✓ GEPガイダンスの趣旨として本来ならば的確に按分されるべきであるが、現状で細かく按分的に帰属させることは不可能であるし、その帰属がより細かくなることに、あまり付加価値はない。資金調達の透明性の観点で、バリューチェーンの中での位置づけとそのインパクトを説明し理解を得ていくべきである。

1. 適格GEPの具体的な基準(criteria) 環境・社会への負の影響の緩和

ヒアリングにおいて確認した事項	
【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】 <ul style="list-style-type: none"> 適格性：発行体の事業活動全般及び部素材製造過程における環境・社会への負の影響の緩和について確認している。 適格性：リサイクルに関しては、ヴァージン材との比較において、使用するエネルギーが少ないこと、使用するエネルギーについて企業として脱炭素化を順次図ることを確認している。 	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】 <ul style="list-style-type: none"> 適格性：水素焼きガスタービンの製造時は一般の工場における環境管理、最終製品である水素発電設備は一般の火力発電と同等の環境管理が想定され、標準的な環境アセスメント等が実施される。これらのプロセスを通じて環境・社会への負の影響の緩和について確認している。

ヒアリングにおける意見・論点
<p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> GEPの環境影響評価の対象は、最終製品ではなく部素材に関する活動のみに対して行うと良いのではないか。 <p>頂いたご意見の詳細：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 最終製品利用時の環境影響の評価は別途行われており、その影響の予測に必要な最終製品利用時の情報はエンドユーザーから部素材を製造する発行体には提供され難いため、GEPの環境影響評価の際は、直接的な部素材を製造する活動に対して行うと良い。

2. 最終用途の透明性

ヒアリングにおいて確認した事項

【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焚きガスタービン（100%水素発電用）】
<ul style="list-style-type: none"> 適格性：生産された正極材及びリサイクル原料は、電気自動車用のリチウムイオン二次電池の部素材として利用される予定であることを確認している。 課題：部素材の納品先は決定済でも、納品先との秘密保持契約により、納品先名称や納品先別生産量の開示は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格性：水素焚きガスタービンの最終使用者(エンドユーザー)/最終用途は、電力事業者/水素発電に限定される。

ヒアリングにおける意見・論点

ポイント：

- 最終用途について、秘密保持契約により開示できない、もしくは開示できる情報に制限がある場合がある。
- バリューチェーンの上流に位置する部素材について、グリーンプロジェクトだけでない複数の製品に使用される場合もあるため、資金調達者が最終用途を特定できない場合がある。
- 様々な最終用途がある部素材について、GEPの発行体にすべての説明責任を求めるのは不可能ではないか。

頂いたご意見の詳細：

- ✓ 秘密保持契約により、最終製品のエンドユーザーを開示できない場合がある。（業種名程度は開示可能な場合もある。）
- ✓ 車載用リチウムイオン二次電池よりも上流の部素材がGEPとなる場合、エンドユーザーの特定が難しい案件が出てくる可能性がある。（例：蓄電池製造に欠かせない銅やニッケル、リチウムなどの原料）多用途が想定される原料は、エンドユーザーの特定は非常に難しい。蓄電池用のリチウム正極材を作る場合も、携帯電話用の二次電池なのか、EV用なのか、システム用なのか、上流側では全く判別がつかない。
- ✓ 様々な最終用途がある部素材について、GEPの発行体にすべての説明責任を求めるのは不可能ではないか。

3. 追加ガイダンス グリーンボンド原則との適合性

ヒアリングにおいて確認した事項	
【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】
<ul style="list-style-type: none"> 適格性：グリーンボンド原則の4要素への適合を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格性：グリーンボンド原則の4要素への適合を確認している。

ヒアリングにおける意見・論点
<p>ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> GEPにおいてもグリーンボンド原則への適合性確認は必須。 例えば一つのプロジェクトに複数のGEPが含まれる場合、通常のグリーンプロジェクトに比べて、発行体に対する作業量が膨大となる可能性がある。 <p>頂いたご意見の詳細：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ GEPについて、各種項目に対し適合していることを一つ一つ開示する場合、発行体に対するハードルが上がる。グリーンプロジェクトにおいては、グリーンボンド原則の4要素について発行体の取組単位に開示可能である。一方で、GEPの場合、プロジェクト単位の開示となり、例えば1つのプロジェクトに5つのGEPが含まれる場合、発行体の作業量が膨大になる可能性がある。一つのレポートで、どこまでGEPについて開示するのか、作業量も踏まえて今後検討する必要がある。

3. 追加ガイダンス 主なセクターの例示

ヒアリングにおいて確認した事項

ヒアリングにおいて確認した事項	
【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】
• 適格性：クリーンな運輸に該当する。	• 適格性：産業用部品及び機材の製造に該当する。

ヒアリングにおける意見・論点

—

3. 追加ガイダンス インパクトレポーティング

ヒアリングにおいて確認した事項

【車載二次電池用正極材生産・リサイクル設備】	【水素焼きガスタービン（100%水素発電用）】
<ul style="list-style-type: none"> 適格性：正極材では、最終製品である電気自動車のGHG（温室効果ガス）削減貢献量の推計値を用いている。 課題：（再掲）部素材と最終製品の環境改善効果は技術的に分離不可能であり、第三者評価機関として発行体に対して二重計上を回避することを求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格性：年間CO2削減量(トン-CO2)を排出係数及び稼働率を利用して算出している。

ヒアリングにおける意見・論点

ポイント：

- GEPのインパクトについて、その対象範囲、内容、及び計算方法等の前提を透明性を持って開示してはどうか。
- （再掲）バリューチェーンの中で二重計上は技術的に排除できない。資金調達の透明性の観点から、バリューチェーンの中での位置づけとそのインパクトを説明し理解を得ていくべきではないか。また、こうした二重計上がありうることを市場関係者は認識し現実的に考えるべきではないか。

頂いたご意見の詳細：

- ✓ （再掲）ICMA ガイダンスハンドブックのQ&Aでは、同一プロジェクトを参照する二重計上は認められていないが、グリーンプロジェクトとGEPの二重計上については記載がない。こうした二重計上がありうることを市場関係者は認識し、現実的に考えるべきである。
- ✓ （再掲）GEPガイダンスの趣旨として本来ならば的確に按分されるべきであるが、現状で細かく按分し的確に帰属させることは不可能であるし、その帰属がより細くなることに、あまり付加価値はない。資金調達の透明性の観点で、バリューチェーンの中での位置づけとそのインパクトを説明し理解を得ていくべきである。

グリーンリストに関するWGにおける 議論内容の今後の取扱いについて

グリーンリストに関するWGにおける議論内容の今後の取扱いについて

ヒアリングにおける意見・論点

ポイント：

- GEPに対する考え方の具体的な示し方は一つではない。解説を必要とするテクニカルな論点もあれば、GEPとしてみなせる事例を例示することで解決する論点もあり、複数の示し方を検討すると良いのではないか。
- 基本的にはICMA GEPガイダンスをそのまま取り扱うのがシンプルでよく、現段階ではICMA以上の定義はしないほうが良いのではないか。
- GEPの事例を継続的に収集・整理の上で、本WGひいてはICMAのGEPタスクフォースへ提示すると良いのではないか。

頂いたご意見の詳細：

- ✓ グリーン・イネーブリングの考え方は、もともとグリーン適格クライテリアの中にも組み込まれているという点を踏まえつつ、追加的な位置づけにするのがよい。
- ✓ GEPの具体的な示し方のアプローチは一つではないということが重要である。生産量の按分をOPEX、CAPEXなどテクニカルな論点で解決すべきものもれば、GEPとしてみなすものを例示する方法もある。複数の示し方を検討すると良い。
- ✓ GEPの優良事例や論点について、本WGに示し、さらにICMAのGEPタスクフォースにインプットするとよい。

対応の方向性（案）

- ✓ GEPに該当する事例の収集・整理を引き続き実施した上で、とりまとめてはどうか。
- ✓ WGでの議論の要点を整理し、GEP案件を組成する際の参考としてとりまとめてはどうか。
- ✓ ICMAのGEPタスクフォースなどの議論を継続的にフォローし、その状況に応じてグリーンボンド等ガイドラインへの位置づけを検討してはどうか。（例えば、ガイドラインの付属書1にGEPガイダンスの紹介を記載する、現時点で想定される基本的な留意点等の補足情報を記載する等）
- ✓ WGでの議論において、ICMAのGEPタスクフォースの検討に資するものについては、積極的にタスクフォースへフィードバックしてはどうか。